

# 原子力損害賠償紛争解決センター の設置について

# 原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)の設置

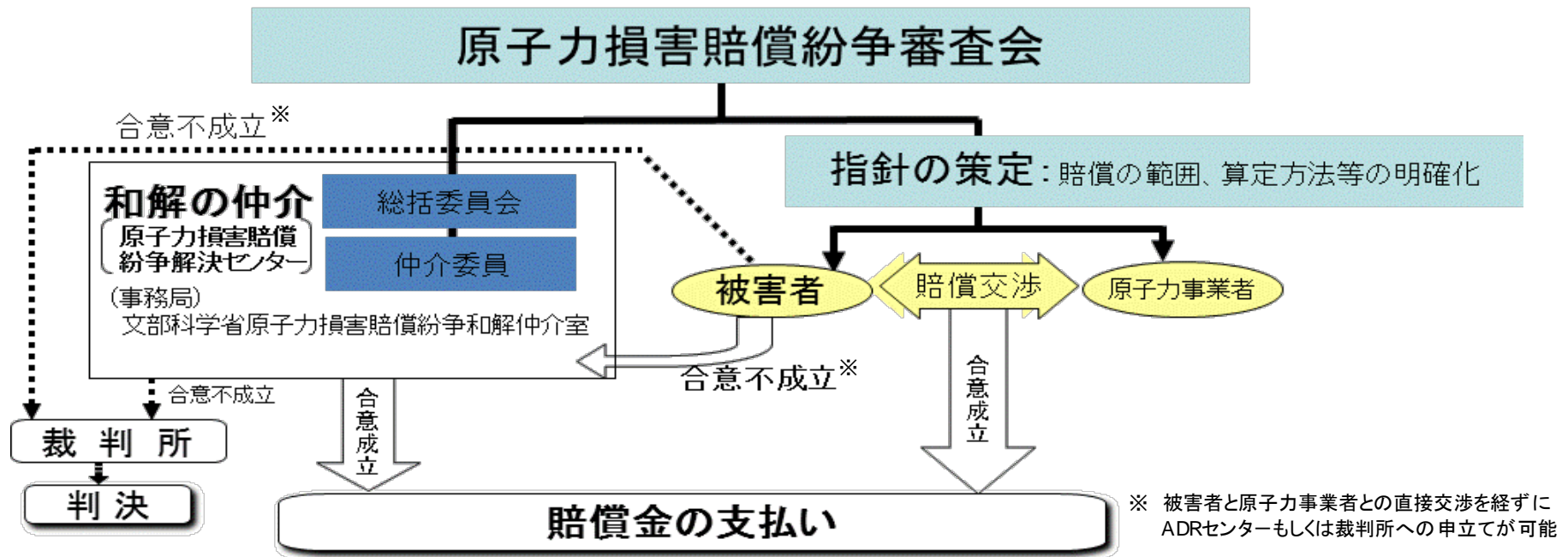
## 原子力損害賠償紛争審査会の役割

原子力損害賠償法第18条に基づき、以下の事務を実施

- 賠償に関する和解の仲介
- 原子力損害の範囲の判定の指針の策定 等

## ADRセンターの設置

今回の原発事故による原子力損害の発生状況を踏まえると、賠償に関する和解の仲介の申し立てが多数行われることが予想されたことから、同審査会の体制を強化するために政令を一部改正し、審査会に和解仲介手続を行う特別委員を置くとともに、同審査会において「原子力損害賠償紛争解決センター」(ADRセンター)における和解仲介手続に関する要綱を決定



# ADRセンターの体制整備

- 平成23年7月22日、紛争審査会に和解仲介手続を行う特別委員(仲介委員)を置く規定を政令に追加
- 同年8月5日、紛争審査会において、原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)における和解仲介手続に関する要綱を決定
- 同年9月1日、ADRセンター東京事務所及び福島事務所を設置し、和解仲介手続を開始
- 平成24年7月1日、福島県内の4ヶ所(福島市、会津若松市、いわき市、南相馬市)に福島事務所の支所を設置
- 申立件数の増加に対応し、人員増強等の体制強化を進め、毎月400件程度の申立てを処理

## 組織

### 【総括委員会】

- ・原子力損害賠償紛争審査会に指名された委員長及び委員により構成
- ・和解の仲介手続を総括



和解の仲介の様子



### 【仲介委員】

仲介委員が当事者双方の意見を調整し、合意形成を後押し

- 面談、電話、書面等による事情の聴取
- 中立、公正な立場からの和解案の提示

### 【原子力損害賠償紛争和解仲介室】

和解の仲介手続に関する庶務を実施

## 体制強化

	(H23年9月)		(H27年8月現在)
センター総数	63名	⇒	619名
うち弁護士数	45名	⇒	474名

## 所在地

- ・第1東京事務所(港区西新橋)
- ・第2東京事務所(港区新橋)
- ・福島事務所(郡山市)
  - 県北支所(福島市)
  - 会津支所(会津若松市)
  - いわき支所(いわき市)
  - 相双支所(南相馬市)



センター(東京事務所)外観

## 実績(平成27年7月31日現在)

- ・申立件数: 17,140件 (申立人数: 85,562人)
- ・既済件数: 14,224件
  - ①和解成立: 11,868件(83%)
  - ②取下げ: 1,219件
  - ③打切り: 1,136件
  - ④却下: 1件
- ・現在進行中の件数: 2,916件
- ・平均申立件数: 406件/月※
- ・平均既済件数: 413件/月※ ※平成26年4月~平成27年3月

# 【参考】原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領①

(平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会決定)

原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)は、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令(以下「政令」という。)第7条の2第1項及び第13条の規定に基づき、以下のとおり原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関し必要な事項を定める。

## (総括委員会の設置)

第1条 審査会に、和解の仲介の手続を円滑かつ効率的に遂行するため、和解の仲介の手続を総括する委員会(以下「総括委員会」という。)を設置する。

- 2 総括委員会は、委員又は特別委員のうちから会長が指名した者で組織する。
- 3 総括委員会に委員長を置き、会長が指名する。
- 4 委員長は、総括委員会の事務を掌理する。
- 5 総括委員会の運営等に関する事項は、委員長が総括委員会に諮って定める。

## (総括委員会の業務)

第2条 総括委員会は、政令第7条に規定する業務を実施する。

- 2 総括委員会は、事件ごとに、委員又は特別委員のうちから、仲介委員となる者を指名する。
- 3 総括委員会は、前2項に定める業務のほか、第3条第1項及び第2項に規定する仲介委員が実施する業務を総括する。
- 4 総括委員会は、和解の仲介の状況について、適宜、審査会に報告するものとする。

## (仲介委員の業務)

第3条 仲介委員は、紛争の当事者に和解案を提示することができる。

- 2 仲介委員は、総括委員会が定めるところにより、前項の業務のほか、政令第8条から第11条までに規定する業務その他和解の仲介の手続に必要な業務を実施する。
- 3 仲介委員は、政令第11条第1項で規定する和解の仲介を打ち切るときは、その旨を総括委員会に報告するものとする。
- 4 仲介委員は、総括委員会の求めがある場合には、すみやかに和解の仲介の状況について報告するものとする。

## 【参考】原子力損害賠償紛争審査会の和解の仲介の申立の処理等に関する要領②

(平成23年8月5日原子力損害賠償紛争審査会決定)

(和解の仲介の手続の非公開等)

第4条 和解の仲介の手続は、公開しないものとする。ただし、総括委員会の定めるところにより、当事者が同意し、仲介委員が相当と認める場合は、和解の仲介の手続を公開することができる。

2 和解の仲介の手続が終了した場合において、総括委員会はその定めるところにより、その結果の概要等を公表することができる。

(和解の仲介の場所)

第5条 和解の仲介の手続は、原則として東京都又は福島県で実施する。ただし、仲介委員が必要と認めるときはその他の道府県で実施することができる。

(原子力損害賠償紛争解決センター)

第6条 本要領に基づき和解の仲介の手続を実施する組織を原子力損害賠償紛争解決センターと呼称するものとする。

(庶務)

第7条 審査会が行う和解の仲介の手続の庶務は、文部科学省研究開発局原子力課原子力損害賠償紛争和解仲介室において処理する。

# ADRセンターの和解仲介案の尊重

○平成23年10月28日、東京電力及び原子力損害賠償廃炉等支援機構は特別事業計画を策定。  
同計画においてADRセンターが提示した和解仲介案の尊重が明記。

○現行の新・総合特別事業計画においても、和解仲介案の尊重は引き続き明記。

注) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第45条に基づき、東京電力及び原子力損害賠償廃炉等支援機構は、賠償に係る資金援助を受けるにあたり、共同で特別事業計画を作成し、国の認定を受ける仕組みとなっている。

◆「3つの誓い」 ※新・総合特別事業計画(2015年7月改訂)(原子力損害賠償・廃炉等支援機構、東京電力)より

## i)最後の一人まで賠償貫徹

- ・2013年12月に成立した消滅時効特例法の趣旨を踏まえるとともに、今後の新たな賠償についても責任をもって対応するため、賠償額の増加にとらわれず、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹する。
- ・具体的には、本賠償未請求の個人の方への電話連絡や戸別訪問等を通じ、引き続き、ご請求を呼びかける取組を実施する。
- ・さらに、中間指針第四次追補関連等の賠償に係る未請求の個人の方に対しても、ダイレクトメールのご送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけ等を実施し、賠償の貫徹に努めていく。

## ii)迅速かつきめ細やかな賠償の徹底

- ・2015年の閣議決定において、「避難指示解除準備区域・居住制限区域(既に解除が行われた田村市や川内村の旧避難指示解除準備区域を含む)における精神的損害賠償について、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期にかかわらず、事故から6年後(平成29年3月)に解除する場合と同等の支払を行う」こととされていることを踏まえ、東電は、早期に避難指示解除された場合においても、帰還される住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた広域での環境整備が必要になる点に配慮し、避難指示解除準備区域・居住制限区域(既に解除が行われた田村市や川内村の旧避難指示解除準備区域を含む)における精神的損害について、避難指示の解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除する場合と同等の賠償を実施する。

# ADRセンターの和解仲介案の尊重

- ・また、営業損害や風評被害に関する賠償についても、2015年の閣議決定において、「特に集中的な自立支援施策の展開を行う2年間において、東京電力が、営業損害・風評被害への賠償について適切な対応や国の支援展開に対する協力を行うよう、また、その後は、個別の事情を踏まえて適切に対応する」とこととされている。事業者の方々の自立には、国の集中的な自立支援施策と適切な賠償の実施が、いわば「車の両輪」として事業再開に向けた取組を支えていく必要があるため、東電としても、法人・個人事業主の方々に対する営業損害や風評被害の賠償として、逸失利益2年相当分を一括賠償する。また、当該賠償後も損害の継続を余儀なくされるような個別の事情がある場合には、適切に対応する。
- ・賠償のお支払手続きにおいては、個別の事情をこれまで以上に丁寧に伺うため、経験豊富なベテラン管理職を福島へ専任配置するとともに、福島県内の各自治体に責任担当者を割り当てるなど、現地の対応力を強化した。引き続き、被害者の方々に徹底して寄り添う賠償を実施するための体制整備を実施していくとともに、被害者の方々や各自治体等に対し、賠償の進捗状況や今後の見通しについて機構とも連携し積極的に情報をお知らせすることにより、生活再建や事業再開を検討する上での参考にさせていただく。
- ・類型化した一律の賠償方式から、個別のご事情をお伺いして福島原子力事故との相当因果関係を確認させていただく方式に変更するなど、賠償方針に変更がある場合は、事前のダイレクトメールの送付や関係団体等への丁寧なご説明に加え、ご確認に際しては、ご請求者さまへの電話連絡や対面等により個別の事情を十分お聴きするとともに、必要に応じて柔軟な対応を図るなど、被害者の方々に徹底して寄り添っていく。
- ・東電は、2013年の閣議決定及び2015年の閣議決定を踏まえ、除染・中間貯蔵施設費用について、放射性物質汚染対処特措法に則り、環境省等からの求償に対して、適切に資金援助申請を行いつつ、真摯に対応するとともに、証憑確認作業の簡素化等による迅速な支払を実施する。

## iii) 和解仲介案の尊重

紛争審査会の定める中間指針第四次追補においては、東電に対して、中間指針で賠償対象と明記されていない損害についても、その趣旨を踏まえ、合理的かつ柔軟な対応と被害者の方々の心情にも配慮した誠実な対応を求めている。**東電としては、かかる中間指針の考え方を踏まえ、紛争審査会の下で和解仲介手続を実施する機関である原子力損害賠償紛争解決センターから提示された和解仲介案を尊重する。**また、東電と被害者の方々との間に認識の齟齬がある場合でも真摯に対応するとともに、手続の迅速化等に引き続き取り組む。

## 【参考】裁判外紛争解決手続の例

- 裁判外紛争解決手続では、あっせん、調停、仲裁、裁定等の方法により、紛争の解決が図られている。
  - あっせん：紛争の当事者間の交渉が円滑に行くように、その間に入って仲介するもの
  - 調停：第三者が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の処理を図ること  
あっせんに比べ、調停機関が積極的に当事者の間に介入し、紛争解決の実質的内容についてもリードするもの
  - 仲裁：当事者双方が紛争解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決すること
  - 裁定：対立する当事者間の紛争について、第三者が法律的判断を示すことによって紛争を解決すること

※解説公害紛争処理法(公害等調整委員会事務局)より抜粋

- 我が国では様々な分野で裁判外紛争解決手続が実施されており、たとえば以下の例が挙げられる。
  - 民間：裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律による認証ADR事業者、金融ADR
  - 行政：国民生活センター、公害等調整委員会
  - 司法：民事調停、家事調停

### 認証ADR事業者による民間紛争解決手続

- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)に基づき、国が一定の要件を満たす民間事業者を認証
  - 認証ADR事業者が扱う紛争の範囲は、製造物責任、土地境界、特定商取引等多岐にわたっている(平成26年3月現在128事業者。一般社団法人家電製品協会、各県の土地家屋調査士会等)
  - 認証ADR事業者は、一方の当事者の申立てにより、あっせん、調停等を実施(手続開始にあたり両当事者の合意が必要)
- 【実績】既済案件の約39%で和解成立(501件)(平成23年度実績)



# 【参考】裁判外紛争解決手続の例

## 金融ADR（保険・銀行等）

- 銀行法（昭和2年法律第21号）等に基づき、国が紛争解決機関を指定
  - ・紛争解決機関（金融ADR）の指定の要件（一定割合の金融機関の同意等）を規定
  - ・金融機関は、少なくとも1つの金融ADRと手続実施基本契約を締結
- 金融ADRは、和解仲介又は特別調停を実施
  - ◆あっせん※1
    - ・一方の当事者の申立てにより実施（金融機関側に手続応諾義務）
    - ・あっせん案を提示（金融機関側にあっせん案尊重義務）
  - ◆特別調停※1
    - ・あっせん案では解決の見込みがなく当事者の意向等に照らし相当と認めるとき、特別調停案を提示（特別調停案に対し金融機関が1ヶ月以内に訴訟提起しない場合は受諾義務あり）

【実績】既済案件の約44%で和解成立（542件、うち特別調停115件）

## 国民生活センター紛争解決委員会（消費者）

- 独立行政法人国民生活センター法（平成14年法律第123号）に基づき、国民生活センターに設置
- 重要消費者紛争※2について和解仲介もしくは仲裁を実施
  - ◆和解仲介
    - ・一方の当事者の申立てにより実施（手続開始にあたり両当事者の合意が必要）
    - ・和解案を提示
  - ◆仲裁（仲裁法（平成15年法律第138号）に基づく手続）
    - ・仲裁法に基づき、両当事者の合意により実施
    - ・仲裁判断は両当事者を拘束（訴訟提起は不可能）

### 【実績】

- 和解仲介は既済案件の約52%で和解成立（82件）
- 仲裁は実績なし

※1 一般社団法人全国銀行協会の場合

※2 同種の被害が相当多数の者に及び、又は及ぼすおそれがある事件に係る消費者紛争、国民の生命・身体・財産に重大な危害を及ぼし、または及ぼすおそれがある事件に係る消費者紛争等

# 【参考】裁判外紛争解決手続の例

## 公害等調整委員会（公害）

- 公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）に基づき、総務省に設置（国家行政組織法第3条に基づく委員会）
  - 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、重大事件※<sup>3</sup>等についてあっせん、調停及び仲裁を実施。また、申立てがあった全ての案件について裁定を実施
    - ◆あっせん⇒・一方の当事者の申立てにより実施（手続開始にあたり両当事者の合意が必要）
      - ・解決案の提示を前提とせず、当事者間の任意の話し合いによる合意を促すもの
    - ◆調停⇒・一方の当事者の申立てにより実施（手続開始にあたり両当事者の合意が必要）
      - ・当事者間の合意成立が困難な場合に調停案を提示。調停案について当事者が30日以内に申出をしなかった場合は合意成立とみなす。
    - ◆仲裁（仲裁法に基づく手続）⇒・両当事者の合意により実施
      - ・仲裁判断は両当事者を拘束（訴訟提起は不可能）
    - ◆裁定⇒・一方の当事者の申立てにより実施
      - ・申立人が主張する加害行為と被害との間の因果関係の存否（原因裁定）、損害賠償責任の有無（責任裁定）に関して法律判断を実施
      - ・損害賠償責任に関する裁定案に対し、30日以内に訴訟提起しない場合は合意成立とみなす（両当事者に受諾義務）。
- 因果関係の判断は、当事者等を法的に拘束しないが調停、裁判等によって紛争の解決を図る上で活用可能

### 【実績】

- あっせん及び仲裁は実績なし。調停について既済案件6件は全て打ち切り
- 裁定について既済案件の約33%で調停成立等（7件）

※3 大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者に及び、又は及ぶおそれのある事件で、生命、身体に重大な被害が生じる事件、被害の総額が5億円以上の事件

注）実績等の数字は、特段の記載がない場合は平成25年度実績

出典：解説公害紛争処理法（公害等調整委員会事務局）、日本における裁判外環境紛争解決手続（山本和彦）等